

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	組織運営に関するビジョン・ミッションとともに、中長期計画を公開している。 https://jptta.or.jp/outline/#whatsAssociation 理事会・メール・オンライン会議を定期的に行い、幅広く意見交換をおこない、見直し・課題について、継続的に検討し改善に努めている。 議事録については、公式ホームページで公表している。 https://jptta.or.jp/outline-provision/	・組織としての中長期計画（ビジョン・ミッション） ・令和5年度事業計画 ・強化活動計画 ・令和5年度理事会議事録（議事録）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	委員会および担当者については、ホームページで開示している。 定期的に、役員・委員へのガバナンス研修・コンプライアンス研修・広報マーケティング研修を実施および外部研修の参加を推進している。 ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff 役員採用基準・役員選考基準等の策定については、2024年度の役員改選にむけ、障がい者の採用、年齢等のバランスも考慮し、外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）女性理事の目標設定および体制についてかかげ、2025年3月までに策定する。	・ガバナンス研修資料 ・役員・委員会名簿_2024
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	会計年度ごとに予算を策定し公式ホームページでの公表している。 財源の健全性の確保について、自己財源の充実に努めているとともに、中長期計画的な計画を2025年3月までに策定し、公式ホームページへ公表する。 なお、これまでも大会・イベントごとに、参加選手やスタッフにアンケートを実施し意見を吸い上げ意見を吸い上げ後の運営に生かしている。 https://jptta.or.jp/outline-financial/	・令和6年度予算書 ・社員総会議事録（令和6年）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、理事・監事については、外部からの人員（25%以上）を確保できている。 外部理事：坂井会長、石堂理事、龍理事、伊藤理事、宮林理事、高松理事、富岡理事（12名中/7名） 監事：中川氏（弁護士）、神尾氏（税理士）（2名中/2名） 女性理事の目標割合（40%以上）については、理事・監事14名中/3名ため、目標に達成出来ていない。役員採用基準・役員選考基準等を策定し、女性理事の目標割合（40%以上）女性理事の目標設定および体制についてかかげ、2026年3月までに策定する。 ・議事録 https://jptta.or.jp/outline-provision/ ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff	・役員・委員会名簿 ・令和5年度議事録 ・目標及び体制
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は一般社団法人であり、評議員は置いていない。 当協会登録団体より各1名の社員30名で構成している。 2024年度女性社員は30名中4名であり、40%以上を目標設定しているが、目標達成までに至っていない。 社員規程（基準）や会員規程などを2025年3月までに策定する。	・令和6年度社員名簿
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置することになり、現在規程の作成・具体的な方針も含めJPCアスリート委員を中心として、委員（選手）の構成について2025年3月までに組成予定である。車いす・立位・男女・バランスに留意した構成とし、第1回アスリート委員会を2025年3月に実施し、の意見並びに会員の意見を吸い上げ、組織運営に反映させていく予定である。なお、これまでも国内大会・イベントごとにアンケートを実施し、意見を吸い上げ、以後の運営に生かしている。	・アスリート委員会規程（作成・検討中）
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	役員名簿および組織図の記載のとおり、理事会はその役割・責務を果たすために知識・経験・能力を備えた理事を配置し、2週間前に代表理事が招集、臨時理事会も含めオンライン会議システムも活用し迅速に対応している。さらに議論の質的向上を図る。 項目2同様、役員選考基準等については、2026年度の役員改選にむけ対策・検討を進め、令和7年度中の整備にする。 ・組織図 https://jptta.or.jp/outline/#associationOrganizationChart ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff	・役員・委員会名簿 ・組織図 ・役員選考基準（検討中）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在、理事の年齢制限は設けていない。 日本卓球協会では70歳を定年と定めていることから、当協会も2024年度内に年齢制限の基準を定め役員改選となった。項目2・項目7同様、役員選考基準等の整備にむけ検討を進めている。 今後も人材を計画的に育成していく必要性を感じている。 ・議事録 https://jptta.or.jp/outline-provision/	・令和5年度理事会議事録（議事録） ・役員選考基準（策定に向け検討中）
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	一般社団法人法に基づき、2年に1度の役員改選を行っている。 2023年度理事改選は、三団体（肢体・知的・聴覚）の任期を合わせるため、任期を1年とした。 10年を超える在任について、上限を現在は設けていない。役員選任に関する規程等を整備していないため、項目2・項目7・項目8同様、役員選考基準の整備にむけ検討をすすめている。 理事規程については、2024年度中に整備する。 ・定款 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/1.PH-TT_teikan_2020.01.pdf	・定款 ・役員選考基準（2025年3月策定に向け検討中）
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在、役員候補選考委員会等は現在整備していない。 2024年度改選では、役員及び社員への役員候補者推薦書の提出を依頼し、推薦された候補者について理事会で協議したのち、候補者は社員総会をもって選任決定をされた。 2026年度改選では、項目2・項目8・項目7・項目9同様、役員選考基準等を2025年3月までに整備し、同様に役員候補者選考委員会の設置にむけ準備を進めている。 選考委員については、1/2を外部で構成し、女性の割合も考慮する。	・役員候補者推薦書 ・役員候補選考委員会規程(策定に向けて検討中)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	必要な規程等については公式ホームページでの公表している。 ・定款 https://jptta.or.jp/outline-provision/ ・倫理規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/rinrikitei2022.pdf ・組織図 https://jptta.or.jp/outline/#associationOrganizationChart ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff	・定款 ・倫理規程 ・役員・委員会名簿 ・組織図
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的 な規程を整備しているか	一般的な規程等については公式ホームページでの公表している。 ・定款 https://jptta.or.jp/outline-provision/ ・事務局規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/jimukyokukitei2022.pdf ※事務局は各委員会の事務的業務・文書による処理・事務の決裁等の規程を整備している。 ・その他規程 https://jptta.or.jp/outline-provision/ ・強化委員会規程 https://jptta.or.jp/outline-kyouka/ ・.医科学・アンチドーピング委員会規程 https://jptta.or.jp/outline-antidp/	規程_1.定款 規程_2.倫理規程 規程_3.事務局規程 規程_4.旅費規程 規程_5.謝金規程 規程_6.コンプライアンス委員会規程 規程_7.不服申立規程 規程_8.国内大会委員会規程 規程_9.普及委員会規程 規程_10.広報・マーケティング委員会規程 規程_11.選考委員会規程 規程_12.強化委員会規程 規程_13.医科学・アンチドーピング委員会規程 規程_14.賞罰規程 規程_15.苦情処理ガイドライン 規程_16.利益相反規程 規程_17.利益相反ポリシー 規程_18.ドーピング禁止規程
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	組織運営に必要な規程については公式ホームページ公開している。 文書取扱規程・リスク管理規程については、次年度以降の整備に向け準備を進める。 https://jptta.or.jp/outline-provision/	規程_7.不服申立規程 規程_15.苦情処理ガイドライン 規程_16.利益相反規程 規程_17.利益相反ポリシー
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	組織運営に必要な規程等については公式ホームページ公開している。 ・定款第4章役員 第26条（報酬等）に整備している。 https://jptta.or.jp/outline-provision/ ・事務局規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/jimukyokukitei2022.pdf ・旅費規程2023年12月26日改訂 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/ryohikitei2022.pdf ・謝金規程2023年12月26日改訂 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/syakinkitei2022.pdf	規程_1.定款 規程_3.事務局規程 規程_4.旅費規程 規程_5.謝金規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	財産管理規程等は、現在整備していない。2024年度整備に向けて検討する。	財産管理規程（2024年度策定に向けて検討中）
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	組織運営に必要な規程については公式ホームページ公開している。 当協会の財政的基盤を整えるため、広報活動・公式ホームページの運営・スポンサー企業の選定等に関する規程を整備している。 ・ 広報・マーケティング委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/marketing2022.pdf	規程_10.広報・マーケティング委員会規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	代表選手の選考・権利保護に関する規程等については公式ホームページ公開している。 2022年度強化体制の見直しに伴い、各規定・基準を再検討し整備を行った。 ロサンゼルスパラに向けた強化体制の見直しを2024年度中に行う。 ・ ドーピング禁止規定 https://jptta.or.jp/outline-antidp/ ・ 選考委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/senkoukitei2022.pdf ・ 強化委員会規程等 https://jptta.or.jp/outline-kyouka/	規程_11.選考委員会規程 規程_12.強化委員会規程 規程_19..日本代表公式ユニホーム着用に関する規程 規程_20.国際大会派遣選手選考基準2024年4月16日改訂 規程_21.強化指定選手選考基準 規程_22.次世代育成選手規程 2024年4月16日3日改訂 規程_23.強化指定選手規程 規程_24.強化指定選手行動規範 規程_25.国際大会・国内大会帯同母体スタッフ規程 規程_18.ドーピング禁止規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	審判規程等は、有していない。 日本卓球協会の規程に準じて（ルール）、試合が実施されるため 日本卓球協会公認審判員によって大会運営等を行っている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	https://jptta.or.jp/outline/#associationOrganizationChart ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff 監事：中川 義宏（弁護士） 神尾 洋（税理士） コンプライアンス委員会 高松政裕（弁護士） 中川 義宏（弁護士） 石堂典秀（中京大学教授）		・役員・委員会名簿 ・組織図
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	2019度より整備し、コンプライアンス強化を図る為、実施状況を把握、継続的に実施している。 現在、女性の構成員1名をは配置している。今後も継続的に検討し改善に努める。 ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff ・コンプライアンス委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf		・役員・委員会名簿 ・規程_6.コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	弁護士、税理士、大学教授等の有識者を配置している。 ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff コンプライアンス委員会 高松政裕（弁護士） 中川 義宏（弁護士） 石堂典秀（中京大学教授）		・役員・委員会名簿
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	オンラインで実施し、年内に1回以上の研修を実施する。 2023年度については、役員向けの教育を実施した。 2024年度についても継続的に実施している。 JPC等実施している研修についても、積極的に参加するよう周知している。		・コンプライアンス研修資料 ・インテグリティ研修資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>年内に1回以上合宿およびオンラインの研修を実施する。</p> <p>2024年度については、パリパラリンピックおよび国際大会参加に向けての研修を実施した。</p> <p>2025年度についても継続的に実施している。</p> <p>JPC等実施している研修についても、積極的に参加するよう周知している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス研修資料 ・インテグリティ研修資料 ・パラ心得研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>協会として審判員を有していない。</p> <p>審判については、研修・教育を受けた日本卓球協会認定の審判員を依頼している。</p> <p>パラ競技審判も含まれている。</p> <p>※大会開催地の卓球協会（連盟）へ審判の委託・協力等を依頼している。</p>	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>専門家のサポート（パラサポートセンター・バックオフィス）を日常的に適否について検証を行っている。※チェック体制を構築している。</p> <p>専門家による（税理士）サポートを定期的（3ヶ月ごと）にうける体制を構築している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バックオフィス契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>各事業年度（3月末）より、バックオフィスサポートでの確認とともに、事務局長の確認を経て、税理士により決算書の作成を行っている。</p> <p>監事による各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査については、監事が適切に実施し理事会へ報告している。</p> <p>・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff</p> <p>監事 中川義宏（弁護士） 神尾洋（税理士）</p> <p>・日本肢体不自由者卓球協会_5年3月期決算書 財務情報 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/zaimu_kesan2021.pdf</p>	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>ガイドライン等を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>項目26同様、各事業年度（3月末）より、バックオフィスサポートでの確認とともに事務局長の確認を経て、税理士による決算書作成を行っている。会長・理事長による確認、各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査については、JSCの手引きを遵守して実施している。</p> <p>【JSC手引き】令和4年度会計処理の手引き、【JSC手引き】令和6年度_競技力向上事業助成金募集の手引などを遵守して会計処理を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【JSC手引き】令和6年度会計処理の手引き ・令和5年度競技力向上事業_補助金交付確定通知 ・審査結果通知
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>財務情報については公式ホームページ公開している。</p> <p>https://jptta.or.jp/outline-financial/</p> <p>また、東京都港区赤坂の事務局内に財務情報をファイルし、閲覧可能な状態で保管している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度予算書 ・令和5年度収支決算報告

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考等の情報については公式ホームページ公開している。 2023年度強化体制の見直し、各規定・基準を再検討し整備を行った。 ・ドーピング禁止規程 https://jptta.or.jp/outline-antidp/ ・選考委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/senkoukitei2022.pdf ・強化委員会規程等 https://jptta.or.jp/outline-kyouka/	規程_11.選考委員会規程 規程_12.強化委員会規程 規程_19..日本代表公式ユニホーム着用に関する規程 規程_20.国際大会派遣選手選考基準2024年4月16日改訂 規程_21.強化指定選手選考基準 規程_22.次世代育成選手規程 2024年4月16日3日改訂 規程_23.強化指定選手規程 規程_24.強化指定選手行動規範 規程_25.国際大会・国内大会帯同母体スタッフ規程 規程_18.ドーピング禁止規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	情報については公式ホームページ公開している。 ・ガバナンスコード https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/11/Self-explanation_20211029.pdf	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	重要な契約については、客観性及び透明性をもって慎重に検証を行っている。 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。 ・倫理規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/rinrikite2022.pdf ・利益相反規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/riekisohan_20210621.pdf ・利益相反ポリシー https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/riekisohanporishi_20210621.pdf	規程_2.倫理規程 規程_16.利益相反規程 規程_17.利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>(1) 項目31同様に、利益相反ポリシーを作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/rinrikite2022.pdf ・ 利益相反規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/riekisohan_20210621.pdf ・ 利益相反ポリシー https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/12/riekisohanporishi_20210621.pdf 	<p>規程_2.倫理規程 規程_16.利益相反規程 規程_17.利益相反ポリシー</p>
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>1) 通報窓口について、公式ホームページ等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 ※事務局よりコンプライアンス委員会へ周知し対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報窓口規程 <p>(2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3) 通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理をしている。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、公益通報者や相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。</p>	<p>規程_通報窓口規程</p>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>(1) コンプライアンス委員会は弁護士、税理士の有識者を中心に構成され、適切に対応できる体制が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff <p>コンプライアンス委員会 高松政裕（弁護士） 中川 義宏（弁護士） 石堂典秀（中京大学教授）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf <p>第2章（業務）第2条 1.本協会の役職員、会員、専門委員会委員及びスタッフ、審判員、並びに加盟団体（以下「本協会の関係者」という。）の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の通報等への対応 2.コンプライアンス相談窓口の運営</p>	<p>規程_6.コンプライアンス委員会規程 ・ 役員・委員会名簿</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
			自己説明	証憑書類	
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることをコンプライアンス委員会規程等に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/rinrikitei2022.pdf</p> <p>第9条 関係者が、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、委員会は、コンプライアンス委員会規程に基づき、直ちに調査を開始しなければならない。</p> <p>2 委員長は、調査の結果、関係者がこの規程に違反する行為を行ったと認められる時は、理事会に、直ちに報告しなければならない。</p> <p>3 理事会は、委員会の意見に基づき、本条第1項の調査の結果、関係者に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、本協会の賞罰規程に基づき、相当の処分をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf</p> <p>第2章（業務）第2条</p> <p>1.本協会の役職員、会員、専門委員会委員及びスタッフ、審判員、並びに加盟団体（以下「本協会の関係者」という。）の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の通報等への対応</p> <p>2.コンプライアンス相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/3.PH-TT_fufukumoushitate_2020.01.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞罰規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/syobatukitei2022.pdf</p>	<p>規程_2.倫理規程</p> <p>規程_6.コンプライアンス委員会規程</p> <p>規程_7.不服申立規程</p> <p>規程_14.賞罰規程2023年12月26日改訂</p>	
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有するコンプライアンス委員会がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿 <p>https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff</p> <p>コンプライアンス委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松政裕（弁護士） 中川 義宏（弁護士） 石堂典秀（中京大学教授） <ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/rinrikitei2022.pdf</p> <p>第9条 関係者が、この規程に違反する行為を行った恐れがあると認められる場合は、委員会は、コンプライアンス委員会規程に基づき、直ちに調査を開始しなければならない。</p> <p>2 委員長は、調査の結果、関係者がこの規程に違反する行為を行ったと認められる時は、理事会に、直ちに報告しなければならない。</p> <p>3 理事会は、委員会の意見に基づき、本条第1項の調査の結果、関係者に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、本協会の賞罰規程に基づき、相当の処分をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf</p> <p>第2章（業務）第2条</p> <p>1.本協会の役職員、会員、専門委員会委員及びスタッフ、審判員、並びに加盟団体（以下「本協会の関係者」という。）の定款、倫理規程違反等コンプライアンス違反の通報等への対応</p> <p>2.コンプライアンス相談窓口の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/3.PH-TT_fufukumoushitate_2020.01.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞罰規程 <p>https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/syobatukitei2022.pdf</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賞罰規程2023年12月26日改訂 ・コンプライアンス委員会規程 ・不服申立規程 	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう不服申立規程に定めている。 ・不服申立規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/3.PH-TT_fufukumoushitate_2020.01.pdf ・賞罰規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/syobatukitei2022.pdf	規程_7.不服申立規程 規程_14.賞罰規程2023年12月26日改訂
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁の利用が可能であることを不服申立規程に定め、公式ホームページで開示している。 ・不服申立規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/3.PH-TT_fufukumoushitate_2020.01.pdf ・賞罰規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/syobatukitei2022.pdf	規程_7.不服申立規程 規程_14.賞罰規程2023年12月26日改訂
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	当協会は現在整備していない為、2023年度までに整備に向けて、コンプライアンス委員会においてマニュアル策定の調整を行う。 ・コンプライアンス委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf	規程_6.コンプライアンス委員会規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制をコンプライアンス委員会に定めている。 ・コンプライアンス委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff コンプライアンス委員会 高松政裕（弁護士） 中川 義宏（弁護士） 神尾 洋（税理士） 石堂典秀（中京大学教授）	規程_6.コンプライアンス委員会規程 ・役員・委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	発生していない。 危機管理及び不祥事対応としてコンプライアンス委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。 ・コンプライアンス委員会規程 https://jptta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/06/compliancekitei2022.pdf ・役員名簿 https://jptta.or.jp/outline/#executiveOfficersStaff コンプライアンス委員会 高松政裕（弁護士） 中川 義宏（弁護士） 石堂典秀（中京大学教授）	規程_6.コンプライアンス委員会規程 ・役員・委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	地方組織がないため方針等を定めていない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織がないため方針等を定めていない。	